

●教育

小学校給食事業

- Q 児童生徒1人分の給食の量はどのように決めているのか。
- A 市立小中学校の給食献立については、市内の学校栄養職員が毎月集まり、基本献立を作成している。文部科学省から示されている学校給食摂取基準に基づき、色々な食品を適切に組み合わせ、児童生徒が栄養素をバランスよく摂取しつつ、様々な食に触れることができるよう考慮している。また、各学校の栄養職員がそれぞれの学齢に応じて食材の量を調整し、給食を提供している。

- Q 物価高騰等の理由により給食費補助を実施しているが、深谷市の美味しい給食を維持継続していく上でも、給食費補助等について、各家庭へPRが必要と考えるが、どのように行っているのか。
- A 各学校で給食だよりを発行して、児童生徒を通じて各家庭に配布している。この給食だより等に給食費の補助について、今後PRを掲載していきたい。

学力向上推進事業

- Q 中学3年生に対し英検、中学2年生に対し数検を1回全員に受検できる全額補助があるが、予算額については。
- A 英検については、3級4,800円を1,300人で合計624万円計上。数検については、3級4,300円を100人、4級3,800円を1,200人、合計499万円を計上している。

図書館整備事業

- Q 令和5年度比で新年度予算が増額となっているが詳細は。
- A 今回の予算の増額については、主に児童書や一般書などの備品購入費が昨年度と比較して、923万4,000円の増額となっている。児童書や一般書などの購入冊数を約9,000冊予定しており、昨年と比較して約2,000冊の増加となっている。

●総務

防災機能強化事業

- Q 今後の自主防災会の設立についての目標は。
- A 最終的な目標は、全ての地区に結成をしていたきたいと考えている。自治会においては活動への理解や毎年の役員の交代、また自治会への加入促進など課題が様々あるが、それぞれの地域の事情に即して、設立の促進を推進していきたいと考えている。

防犯のまちづくり支援事業

- Q 詐欺被害防止機能付電話の無償貸与は200台で足りるのか。また実際に被害を防止した実績はどうか。
- A 県内の自治体の中では一番多く台数を貸与しており、貸与を希望された高齢者の方々にはもれなく貸与している。また、令和4年度に貸与した人にアンケートを実施したが、回答をした全ての方が詐欺被害防止に効果があると回答している。

渋沢栄一政策推進事業

- Q 新一万円札発行日に祝賀イベントを開催することだがその内容は。
- A 新札発行の7月3日の前日夜に渋沢栄一記念館において前夜祭を、また3日の夜には本庁舎においてピアガーデンのイベントを開催し、多くの皆様とともに新札発行を盛大にお祝いしたい。また、栄一ゆかりの企業、団体に協力をお願いかけ、くす玉開き動画を募集し、その動画を7月3日に市のホームページなどで一斉に掲載し、全国的なお祝いムードの醸成につなげるような取組を進めていく。

応急手当普及啓発事業

- Q 対象が小学校5年生以上とあるが、希望者を募って行うのか、授業の中等で取り入れていくのか。
- A この事業は、応急手当を学ぶことによって命を大事にする心を育み、子供を通じて家庭での応急手当普及や将来的な社会全体の救命率向上を目指して実施するものである。小学校5年生は応急手当に関する項目が保健体育の授業に含まれるので、消防職員が学校に出向し授業の中で、胸骨圧迫やAEDの取扱いなどについて講習を行うものである。

イメージキャラクター活用推進事業

- Q 「ふっかちゃん」グッズのデザイン使用料について、市外の方については有料化してもいいのではないか。
- A 「ふっかちゃん」を広く認知していただきたいということで、デザインの使用に関しては無料としている。

条例

犯罪被害者等支援条例

犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定め、犯罪被害者等が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、制定するものです。

Q 遺族見舞金、傷害見舞金の金額根拠と、国からの見舞金、条例案の支給要件の内容は。

A 全国で見舞金制度を導入している自治体を参考に、遺族見舞金を30万円、傷害見舞金を10万円と設定している。国の見舞金制度は犯罪被害者等給付金があり、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金により支給される。深谷市の支給要件は、犯罪被害に遭った時点で市内に住所があること。傷害見舞金は、負傷または疾病により3日以上入院し、かつ1ヶ月以上の療養を要する場合、または、精神疾患による場合には3日以上就労できない程度であり、かつ1ヶ月以上の療養を要する場合に10万円を支給する。遺族見舞金は犯罪被害により亡くなった場合に遺族の方に30万円を支給する。

Q 見舞金の申請から対応、支給まで、被害者に寄り添った対応になればいいと思うが、どうか。

A 被害に遭われた方は、まず警察に行くと思うので、警察から被害者へ制度の案内があると考え、市が本人が市役所に来るのが難しいようであれば、市のほうから出向いて伺うことも可能である。

Q 相談に応じる窓口はどこか。

A 人権政策課に設置している。

Q 相談は、電話で受けるのか。

A 窓口で受ける事も可能だが、来庁が難しい場合は電話相談も可能である。

条例

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める市条例の一部を改正する条例

国の基準の一部改正に伴い、特定教育・保育施設が当該施設に係る重要事項をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないため、条例を改正するものです。

Q 第23条の主語は、「特定教育・保育施設は」となっているのに、小規模保育室や家庭的保育など、特定地域型保育事業は、今回の改正の対象ではないと考えてよいのか。

A 条例第50条に準用の規定があり、この中で「第23条の規定は、特定地域型保育について準用する」となっているため、特定地域型保育事業も対象となっている。

Q インターネットを利用して公衆の閲覧に供するのは、具体的に、子ども・子育て支援情報公表システムここdeサーチを利用した情報提供でよいのか。

A 国がWAMNETの中で子ども・子育て支援情報公表システムここdeサーチを構築しており、そこで情報が見られるようになっている。

Q ここdeサーチを見ると、既に情報を公開している園もあるが、ない園もあった。市として、各施設にインターネット上で情報を公開するようにお願いしているのか。

A 国から詳しい通知が届き次第、各園に周知する。なお、現在ここdeサーチを活用している園もあれば、自園でホームページを持ち、そこで情報を公開しているところもある。

補正

令和5年度一般会計補正予算

専決第4号

農業施策推進事業や私立保育施設運営事業など、合わせて2億8,738万7千円の追加です。

Q 畜産振興対策事業について、乳牛一頭につき1万3千円の支援金を交付するが、この金額の根拠は。

A 牧草の飼料高騰分を補助するものである。一頭当たりの算出根拠だが、主要5種の牧草が、昨年度比、約30%値上がっており、その半分の15%とした。一頭当たりの年間飼料の負担額が約9万円となり、それに15%を掛けた金額が約1万3千円となる。

Q 農業施策推進事業について、燃油購入価格高騰分の2分の1との説明だが、市のホームページでは、15%と明記されている。15%の根拠は。

A 令和2年度の動力光熱費を100%としたとき、令和5年9月時点の燃料費が133%であるため、その約30%の半分が15%となる。

第10号

庁舎維持管理事業や文化財施設管理活用事業など、合わせて14億7,456万3千円の減額です。

Q 決算見込みが出たため電気料を減額補正するとのことだが、これは節電に努めた結果なのか。それとも、通常の利用をして、当初の値上がり見込みに比べ決算が減り、減額補正となったのか。

A 令和5年度の予算については、国の補助を受ける想定ではなく、電気料が高騰する見込みで計上した。国の補助が継続して受けられることが明らかとなり、残額が見込まれるため、減額補正となった。なお、小学校・中学校・幼稚園とも、節電に努めた結果の執行残である。

反対討論

小さな子どもから18歳までがいつしょに活動できる「こども館」の可能性は大きい。また、新設するしたら高校生が行きやすい現在の計画地が最適と考える。しかし各地区にある公民館での子どもの利用は進んでいないのが現状で、この点を改善したい。多大な費用のかかるこども館新設を含む予算案に反対する。

小林 真

